地域連携ネットワークの強化に向けて
大田区成年後見制度等利用促進協議会　部会等設置

資料番号　３－１

1　大田区成年後見制度等利用促進協議会

【協議会の設置目的】
○住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用促進を目的に**令和３年８月に設置**
【委員】
○委員は、学識経験者、専門職団体、地域団体、福祉関係者、医療関係、金融関係など**１７人**で構成
【開催概要】年２回開催
○協議会では、地域課題などの情報を共有し、委員の皆様の専門的な知見を活かし、地域連携の仕組みづくりについて検討を行っている。
○協議会をとおして、各専門職団体や関係団体の協力・連携体制を強化し、地域において支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援までつなげられるよう、地域連携ネットワーク構築について継続的に協議している。

2　部会等設置へ

【部会の設置目的】
・協議会の議論を通じ、委員から取り組みの具体化のために設置提案された。
・大田区成年後見制度等利用促進協議会(以下「協議会」という。)における各課題やテーマにもとづき、関係委員が細部にわたる協議を円滑に審議するために、本協議会に部会を設置する。

①地域連携ネットワーク強化部会（6年12月2日開催)

【目的】
・地域連携ネットワークの強化（周知・啓発を含む）
【検討内容（例）】
・適切な支援につながった事例から、人と人とがつながるルートと支援者を見える化する
・上記から支援者がつながる具体的な仕組みと組織化を検討する
【メンバー】
・専門職委員、福祉関係者委員、中核機関、福祉部関係課長　等

②中核機関による検討会（6年11月26日開催)

【目的】
・地域連携ネットワークからの支援を受け止める、中核機関と福祉行政の理解促進と連携強化
【検討内容（例）】
・権利擁護支援検討会議や重層的支援会議の好事例を共有する
・チーム支援の有効性と役割分担と協力体制を強化する
【メンバー】
・中核機関、福祉部関係各課長、関係係長　等

③金銭管理勉強会(案）（7年2月13日に開催予定）

【目的】
・日常的な金銭管理を行う新たな仕組みの検討
【検討内容（例）】
・受任する民間事業者を含めた金銭管理の現状の共有
・他自治体の先駆的な金銭管理の仕組みの共有
・金銭管理の中での金融機関等の現状と動向の共有
※本勉強会は、国の法改正の検討動向も注視しながら課題の抽出と整理を行う
【メンバー】
・専門職委員、福祉関係者委員、中核機関、福祉部関係課長　等

3　スケジュール

項目	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会	8/30					1/20		
検討会				11/26				
部会					12/2			
勉強会							2/13	